

防府市小学校 P T A 連合会、防府市中学校 P T A 連合会及び  
防府市 P T A 連合会に対する補助金の交付要綱

平成 2 5 年 6 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この要綱は、防府市小学校 P T A 連合会、防府市中学校 P T A 連合会及び防府市 P T A 連合会に対する補助金の交付について、次の掲げる項目に資することを目的とする。

(1) 活動経費の一部を補助することにより、P T A 活動の活性化を図る。

(2) 山口県 P T A 安全互助会 (P T A 活動傷害補償制度) 加入会費の一部を補助することにより、P T A 活動の活性化を図る。

(補助金の額)

第 2 条 補助金の額は、市の予算の範囲内で市長の定める額とする。

(補助金の交付申請)

第 3 条 補助金を受けようとするものは、補助金交付申請書に係る書類を添え、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 4 条 市長は前条の申請書を受けたときは、これを審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助の交付決定を当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第 5 条 補助金の交付決定を受けたときは、補助金請求書を市長に提出するものとし、市長はこの請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第 6 条 事業が完了したときは、速やかに実績報告書を市長に提出しなければならない。ただし、第 1 条 (2) については、申請をもって報告に代えるものとする。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年6月1日から施行する。  
(防府市小・中学校PTA連合会に対する補助金の交付要綱の廃止)
- 2 防府市小・中学校PTA連合会に対する補助金の交付要綱（平成10年4月1日制定）は、廃止する。